

佐賀県議会告示第1号

佐賀県議会事務局規程（昭和36年佐賀県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

佐賀県議会議長 石 倉 秀 郷

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
（事務の委任） 第7条 議長は、次の表に定めるところにより、事務の委任を行う。			（事務の委任） 第7条 議長は、次の表に定めるところにより、事務の委任を行う。		
事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容	事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容
旅行命令に関する事務	略		旅行命令に関する事務	略	
			<u>時間外勤務の命令に関する事務</u>	課長	<u>課に所属する職員の時間外勤務の命令に関すること</u>
年次休暇等の願の処理に関する事務	略		年次休暇等の願の処理に関する事務	略	
略			略		

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。